

件名	愛媛県歴史文化博物館事業推進基金条例
主管課	まなび推進課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>1 設置 歴史文化博物館が行う事業を推進するため、基金を設置</p> <p>2 積立 一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額</p> <p>3 管理 現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用益金の処理 収益は、予算に計上して、基金に編入</p> <p>5 処分 基金は、第1条の事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 繰替運用 財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p>	